○ 国民生活安定緊急措置法施行令の一部改正案への提出意見及び意見考慮結果・理由等

御意見の概要	意見考慮結果・理由等
米価緊急措置の廃止、という事だが、 実際には、米価格は 全く下がっていない状態ではないか。 (参照 → https://news.yahoo.co.jp/articles/003b16e5c2a91a97f537a6ea7e03eefbf254bd87) なぜ急いで廃止が必要なのか? そもそも、高額転売は今年だけでなく問題になっているはず。 緊急措置の開始時も、期限は定めていなかったはずだ。 高額転売は引き続き禁止すべきだと思う。(同法では、「不特定の購入者への値上げ転売」が禁止されているだけで、通常の販売・流通には、一切問題ないはず。) 規制廃止ではなく、法制化して、永続させるべきだ。	○転売規制については、国民生活安定緊急措置法において、事態の克服に必要最小限度の措置に限定するものとされ(国安法第 26 条第２項)、生活関連物資等の供給が著しく不足し、かつ、その需給の均衡を回復することが相当の期間極めて困難である等の要件に該当しなくなったときは規制を解除する必要があります。 ○この点、現在の需給状況について、７年産米の生産量が直近 10 年程度で最大になる見込みであり、また、11 月末の民間在庫量は前年同月と比較して 70 万トン増の 329 万トンとなるなど、需給状況が緩和傾向にあります。 ○このような需給状況を踏まえ、今般、転売規制を解除することとしました。
再び転売禁止にすることはありますか？ 消費者が損するおこめ券より、消費税減税を決断し、食料自給率引き上げに本気で	○仮定の質問のためお答えすることは差し控えさせていただきます。

取り組むべきです。	〇なお、転売規制については、国民生活安定緊急措置法において、事態の克服に必要最小限度の措置に限定するものとされ（国安法第 26 条第２項）、生活関連物資等の供給が著しく不足し、かつ、その需給の均衡を回復することが相当の期間極めて困難である等の要件に該当しなくなったときは規制を解除する必要があります。 〇後段の御意見については、今後の米政策の遂行に当たり、参考とさせていただきます。
反対します。米の値段が高騰している中、少しでもお米が欲しい方に、届いてほしいと思います。転売されていて、国内で助かる日本人がいるのであれば、良いと思っています。	〇転売規制については、国民生活安定緊急措置法において、事態の克服に必要最小限度の措置に限定するものとされ（国安法第 26 条第２項）、生活関連物資等の供給が著しく不足し、かつ、その需給の均衡を回復することが相当の期間極めて困難である等の要件に該当しなくなったときは規制を解除する必要があります。 〇この点、現在の需給状況について、７

	年産米の生産量が直近 10 年程度で最大になる見込みであり、また、11 月末の民間在庫量は前年同月と比較して 70 万トン増の 329 万トンとなるなど、需給状況が緩和傾向にあります。 〇このような需給状況を踏まえ、今般、転売規制を解除することとしました。
米穀の指定解除は時期尚早、2027 年 3 月末日まで改正の必要はなし 補足意見として、 ・減反政策は農家のコメの生産意欲を阻害しているため、一切の例外を認めずに直ちに廃止し、農家の自由生産に委ねるべき ・コメの増産を奨励し、補助金を投入する ・コメ余りが生じたらその分は全部備蓄米に回すべき	〇転売規制については、国民生活安定緊急措置法において、事態の克服に必要最小限度の措置に限定するものとされ（国安法第 26 条第２項)、生活関連物資等の供給が著しく不足し、かつ、その需給の均衡を回復することが相当の期間極めて困難である等の要件に該当しなくなったときは規制を解除する必要があります。 〇この点、現在の需給状況について、7 年産米の生産量が直近 10 年程度で最大になる見込みであり、また、11 月末の民間在庫量は前年同月と比較して 70 万トン増の 329 万トンとなるなど、需給状況が緩和傾向にあります。

	○このような需給状況を踏まえ、今般、転売規制を解除することとしました。 ○補足の御意見については、今後の米政策の遂行に当たり、参考とさせていただきます。
国民生活安定緊急措置法施行令の一部改正案（米穀の指定解除）に関し、制度の客観性と予見可能性を高める観点から、以下の通り意見を提出します。 1. 判断基準の透明化と多角的指標の導入要求 改正理由として挙げられている「現在の米穀の需給状況」の評価基準を明文化すべきです。単なる平均価格の推移だけでなく、以下の「実態指標」を組み合わせた判断枠組みの策定を求めます。 供給の実態把握：国内在庫回転率（在庫量÷月間消費量）などの物理的な流通量指標。 市場の歪み検知：地域別価格の標準偏差（価格分散）や流通集中度などの構造的指標。 生活 OS への影響：家計支出に占める米購入費比率や消費者苦情件数の推移などの指標。 2. 再発動条件（トリガー）の事前明文化 一旦指定を解除（施行令第一条等の削除）した後に、再び需給が逼迫した際の「再指定」および「再介入」の条件を事前に整理すべきです。需給判断に用いる客観的指標が一定の閾値を超えた場合に自動的に検討を開始する等の仕組みを設けることで、行政判断の遅れ（フィードバック遅延）による実態被害の拡大を防ぐことが可能となります。	○いただいた御意見については、今後の米政策の遂行に当たり、参考とさせていただきます。 ○なお、令和７年６月に、国民生活安定緊急措置法に基づき、 ① 物価が著しく高騰し又は高騰するおそれがある場合であること。 ② 生活関連物資等の供給が著しく不足し、かつ、その需給の均衡を回復することが相当の期間極めて困難であること。 ③ ②により、国民生活の安定又は国民経済の円滑な運営に重大な支障が生じ又は生ずるおそれがあると認められること。 ④ 別に法律の定めがないこと の要件に該当するものとして、同法第 26

事後的な条文削除という対処療法に留まるのではなく、将来の有事におけるシステムの耐久性と信頼性を向上させるための具体的な基準策定を要望します。	条第１項の政令で指定する生活関連物資等として、米穀を指定したところです。
買い占めや高額転売への懸念から反対します。何も問題が起きないならば反対しませんが。	○転売規制については、国民生活安定緊急措置法において、事態の克服に必要最小限度の措置に限定するものとされ（国安法第 26 条第２項）、生活関連物資等の供給が著しく不足し、かつ、その需給の均衡を回復することが相当の期間極めて困難である等の要件に該当しなくなったときは規制を解除する必要があります。 ○この点、現在の需給状況について、７年産米の生産量が直近 10 年程度で最大になる見込みであり、また、11 月末の民間在庫量は前年同月と比較して 70 万トン増の 329 万トンとなるなど、需給状況が緩和傾向にあります。 ○このような需給状況を踏まえ、今般、転売規制を解除することとしました。